使用済家電の保管・処分を行う 事業者に対する規制が始まりました!

(規制の概要)

- 〇 廃棄物処理法^{※1}の改正(平成30年4月1日施行)により、これまで規制対象外であった特定の使用済家電(有害使用済機器[※])の保管又は処分を業として行おうとする者が、規制の対象となりました。 ※1: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 規制対象者は、県への届出が必要です。
- 有害使用済機器の保管、処分に当たっては、新たな基準※2が定められています。

※2:別添「有害使用済機器を保管又は処分する事業者のみなさまへ」の保管・処分の基準をご確認ください。

※(有害使用済機器)

有価物であり、かつ、不適正な保管、処分が行われた場合に、人の健康又は生活環境に 係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

- ・家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機。業務用を除く。)
- ・小型家電リサイクル法の対象 28 品目 (携帯電話端末、パソコン、デジカメ等。業務用を除く。)

(規制の開始)

平成30年4月1日(届出猶予:平成30年10月1日まで)

(相談窓口・届出先)

<静岡県内>

管轄健康福祉センター 担当課	所在地	電話番号	管轄地域
賀茂健康福祉センター	₹415-0016	(0558)	下田市・東伊豆町・河津町・南伊
環境課	下田市中 531-1	24-2053	豆町・松崎町・西伊豆町
			熱海市・伊東市・沼津市・三島市・
東部健康福祉センター	₹410-8543	(055)	裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清
廃棄物課	沼津市高島本町 1-3	920-2106	水町・長泉町・函南町・御殿場市・
			小山町・富士市・富士宮市
中部健康福祉センター	₹426-8664	(054)	焼津市・藤枝市・島田市・牧之原
環境課	藤枝市瀬戸新屋 362-1	644-9288	市・川根本町・吉田町
西部健康福祉センター	₹438-8622	(0538)	掛川市・御前崎市・菊川市・磐田
環境課	磐田市見付 3599-4	37-2248	市・袋井市・森町・湖西市

<参考>静岡市及び浜松市の場合

政令市名 担当課	所在地	電話番号	管轄地域
静岡市	₹420-8602	(054)	静岡市
廃棄物対策課	静岡市葵区追手町 5-1	221-1363	
浜松市	₹432-8023	(053)	炎 松丰
産業廃棄物課	浜松市中区鴨江3丁目1-10	453-6110	浜松市